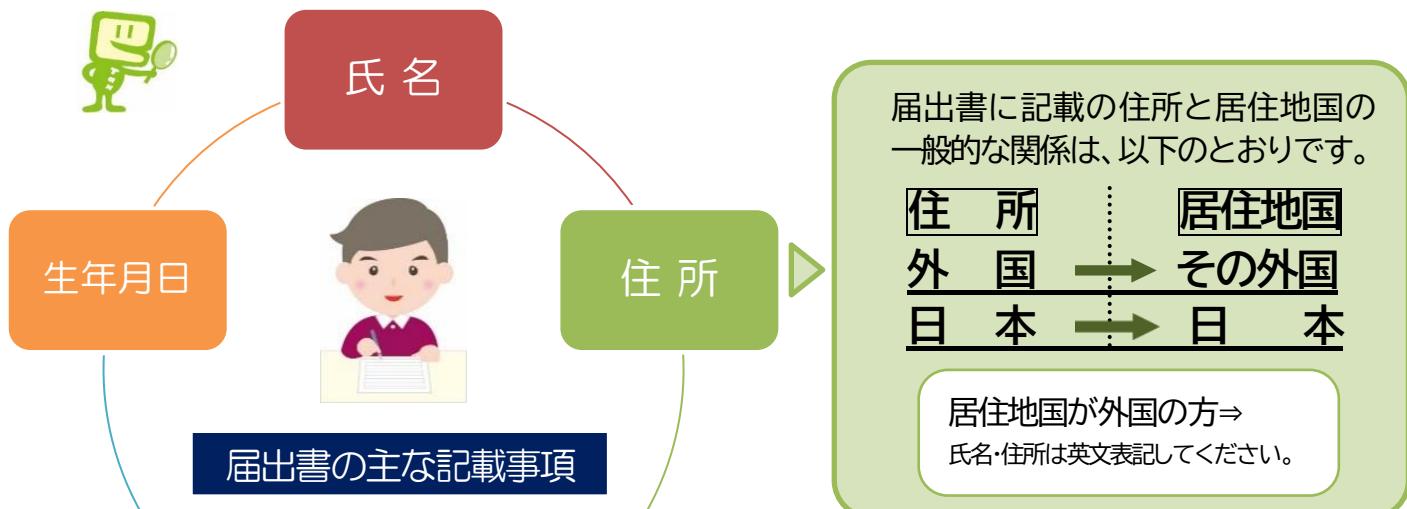


【令和8年1月1日以降用】

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度により、平成29年（2017年）以後（※）、個人（居住者・非居住者）の方は口座開設等に当たり金融機関等（銀行、資金移動業者、証券会社、保険会社、組合、信託等）に居住地国等を記載した届出書を提出することが求められています！

（※）一定の取引については令和8年（2026年）1月1日以後

届出書記載のポイント（個人の方向け）



居住地国においてご自身の納税者番号がある場合、
納税者番号（※）は法定の記載事項です！
(※) 外国の納税者番号に限ります。

★各国・地域の納税者番号制度★

詳しくは、以下のウェブサイトで確認！

OECD ポータルサイト「各国・地域の納税者番号制度」

<https://www.oecd.org/en/networks/global-forum-tax-transparency/resources/aeoi-implementation-portal/tax-identification-numbers.html>

国税庁ホームページ「各国・地域の納税者番号制度に関する情報」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/nouzeibangou.pdf>



日本国内に住所を有する場合又は日本国内に現在まで引き続いて1年以上住所を有する場合、「日本」は居住地国に該当します。

⇒ 一般的には、本人確認書類等（例：在留カード）の住所が日本国内の場合、「日本」は居住地国に該当すると考えられます。

住所の所在する国と居住地国とが異なる場合、その事情の詳細を、届出書に必ず記載する必要があります。

★居住地国の判定★

* 外国や日本の法令等に基づいてそれらの国・地域の税制上の居住者に該当する場合、それらの国・地域が居住地国となります。

詳しくはこちら



○ 国税庁ホームページ リーフレット

「～口座開設等を行う方へ～金融機関等で口座開設等をする際は、居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/seidogaiyo_01.pdf

★金融機関等へ提出する届出書は、3種類あります！

- (1) 平成29年（2017年）1月1日以後、新たに金融機関等で口座開設等を行う方 ⇒ 新規届出書
- (2) 令和7年（2025年）12月31日以前に金融機関等と口座開設等の取引を行った方（(1)の届出書の提出が必要な方を除きます） ⇒ 任意届出書
- (3) 提出済の届出書に記載した居住地国等に異動が生じた方 ⇒ 異動届出書



国税庁 CRSコーナー



国税庁
令和7年12月